

気象測器検定制度の概要

気象測器検定制度の目的

不正確な気象測器で観測した結果を、防災目的に利用したり、一般に公表したりすれば、災害対策に遅れや過ちを生じたり、社会的混乱を招くおそれがあるため、正確な観測の実施及び観測の方法の統一の観点から、気象測器の精度を確保する必要がある。

このため、国、地方公共団体が行う観測、民間気象事業者が予報業務のため自ら行う観測、船舶が海上で行う観測等に用いられる気象測器について検定を行うこととしている。

検定合格の基準

気象測器ごとに、次の基準について検査し、基準に適合した場合に検定合格としている。

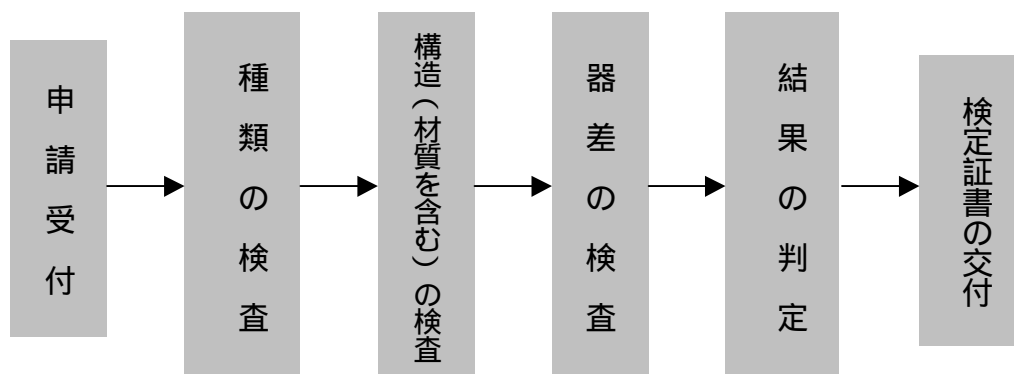
運輸省令で定める気象測器の種類に属していること

運輸省令で定める構造（材質を含む）を有していること

器差（気象測器が示す値と基準器が示す値との差の絶対値）が定められた範囲（検定公差）の範囲内にあること。

なお、あらかじめ種類、構造が、に適合することの証明（型式証明）を受けた気象測器については、のみについて検査することとしている。

検 定 作 業



計 1-6-1

検定対象の気象測器

対象となる気象測器は温度計、気圧計、湿度計、風速計、日射計、雨量計、雪量計の7種類で、これらをさらに測定原理、構造、材質等によって、22種類に分類している。

政令	温度計	気圧計	湿度計	風速計	日射計	雨量計	雪量計	
気象測器検定規則	ガラス製温度計 金属製温度計 電気式温度計	液柱型水銀気圧計 アネロイド型気圧計 振動式気圧計 電気式気圧計	乾湿式湿度計 物体の変形による湿度計 露点式湿度計 電気式湿度計	風杯型風速計 風車型風速計 超音波風速計	電気式日射計	貯水型雨量計 転倒ます型雨量計 はかり型雨量計	はかり型雪量計 積雪計	ラジオゾンデ 複合測器

検定の有効期間

検定の有効期間は原則5年（気象業務法第31条）であるが、いくつかの種類の気象測器については例外として1年から10年までの期間が定められている（気象測器検定規則）。

有効期間	気象測器の種類（気象測器検定規則）
10年	ガラス製温度計，電気式温度計，振動式気圧計， 乾湿式湿度計，貯水型雨量計（指示）， はかり型雨量計（指示），はかり型雪量計（指示）
5年	金属製温度計，液柱型水銀気圧計，アネロイド型気圧計， 電気式気圧計，物体の変形による湿度計，露点式湿度計， 電気式湿度計，風杯型風速計，風車型風速計， 超音波風速計，電気式日射計，貯水型雨量計（自記）， 転倒ます型雨量計，はかり型雨量計（自記）， はかり型雪量計（自記），積雪計
3年	転倒温度計（ガラス製温度計の一種）
1年	ラジオゾンデ

最近の規制緩和の状況

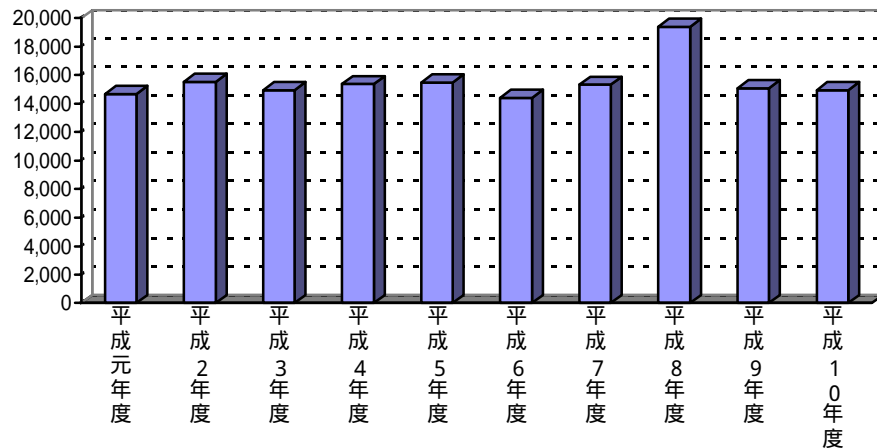
現行の検定制度は昭和27年の気象業務法の制定以来、検定対象測器の種類、検定有効期間、検定処理期間等を見直して来た。最近では、平成4年の型式証明制度の運用開始、平成5年の検定対象測器の削減、平成10年の一部の測器に対する検定有効期間の延長、平成11年3月の検定に係る処理期間の短縮など観測者の負担軽減、規制緩和に資する改正を行ってきている。

施行年月	内 容
平成 4年 1月	型式証明の運用開始により、観測者の負担軽減等を図った。 検定実績の少ない切断式温度計、水銀自記気圧計、銀盤式日射計を削除。 風杯型風速計、風車型風速計、転倒ます型雨量計、ラジオゾンデの感部検定の開始。
平成 5年 5月	法で規定していた検定対象測器を政令で規定することにより、弾力的運用を図った。
平成 5年11月	政令で規定する10種類の検定対象測器から、比重計、海水ビュレット、海水ピペットを削除し7種類に削減した。
平成 8年 3月	電気式湿度計及び電気式気圧計を運輸省令で定める種類に追加。 デジタル出力の感部を感部検定に追加した。
平成10年 7月	「規制緩和推進3か年計画」に沿い、一部の気象測器について検定有効期間延長の措置を講じた。 ガラス製温度計、電気式温度計、振動式気圧計、乾湿式湿度計の検定有効期間を5年から10年に延長した。
平成11年 3月	「規制緩和推進3か年計画」に沿い、検定の処理期間を短縮。 検定の処理期間について、型式無し60日から50日、型式有り30日から25日に短縮。型式証明期間を90日から85日に短縮した。

気象測器検定制度の現状

年間の検定件数は約15,000件程度（手数料は約8,000万円）で、年々の変動は少なく実績は安定している。測器の種類別では、温度計、雨量計、風速計の検定実績が多い。

検定実績 (件数)



測器別検定実績

